

# 利賀ダム

## 環境保全への取り組み



令和3年3月

国土交通省北陸地方整備局  
利賀ダム工事事務所

## はじめに

とが  
利賀ダム建設事業は、平成元年から実施計画調査に着手し、その後、平成 5 年に建設事業に着手しています。

自然環境に関する調査は、平成 4 年から実施しており、「環境影響評価の実施について(昭和 59 年 8 月 28 日閣議決定)」(閣議アセス)に準じ、事業に伴う環境への影響の予測・評価を行うとともに、環境保全対策の検討を行いました。

環境影響評価実施後も、有識者の指導・助言をいただきながら、平成 11 年に施行された環境影響評価法の技術的内容に準じた調査及び環境保全対策の検討を続けてきました。

本書は、それらの結果を「利賀ダム環境保全への取り組み」として取りまとめたものです。

利賀ダム建設事業においては、引き続き、有識者の指導・助言をいただきながら、環境保全に最大限配慮した事業を進めてまいります。

- 
- \*1 環境影響評価：土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施にあたり、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいいます。わが国における環境影響評価手続きは、昭和 59 年に閣議決定された「環境影響評価実施要綱」に基づき実施されてきました。平成 9 年 6 月には環境影響評価法が公布され、平成 11 年 6 月から同法が施行されました。
- \*2 本書では、密猟・盗掘・写真撮影等といった人為的要因により、動植物の個体や生息・生育環境に悪影響を及ぼすことがないよう、重要な動植物の生息・生育位置の特定につながる資料の掲載は差し控えています。

## 利賀ダム 環境保全への取り組み 目次

### はじめに

1	利賀ダム建設事業の位置、目的及び内容	1-1
1.1	利賀ダム建設事業の目的	1-1
1.2	利賀ダムの位置	1-4
1.3	利賀ダム建設事業の内容	1-6
1.4	これまでの環境保全への取り組み	1-10
2	利賀ダム周辺の概況	2-1
2.1	地域の自然的状況	2-1
2.2	地域の社会的状況	2-12
3	調査、予測及び評価の項目	3-1
3.1	項目の選定	3-1
3.2	項目の選定理由	3-2
4	環境保全への取り組み	4.1-1
4.1	大気質(粉じん等)	4.1-1
4.2	騒音	4.2-1
4.3	振動	4.3-1
4.4	水環境(水質)	4.4-1
4.5	動物	4.5-1
4.6	植物	4.6-1
4.7	生態系	4.7-1
4.8	景観	4.8-1
4.9	人と自然との触れ合いの活動の場	4.9-1
4.10	廃棄物等	4.10-1